

霧島市子ども医療費助成条例の一部改正について

霧島市子ども医療費助成条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月18日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

霧島市子ども医療費助成条例（平成17年霧島市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 前号以外の助成対象となる子ども 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 保険給付が行われた月の属する年度（当該保険給付が行われた月が4月から7月までの場合にあってはその前年度）に、市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課される場合を除く。）をいう。）が助成対象となる子どもの属する世帯の世帯員の全てについて課されていない世帯（以下「市町村民税非課税世帯」という。）以外の世帯 月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額から2,000円を控除した額
- イ 市町村民税非課税世帯 月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の霧島市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（提案理由）

低所得世帯における子どもの医療費負担を考慮し、市町村民税非課税世帯の小・中学生に係る子ども医療費助成を拡充するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。